

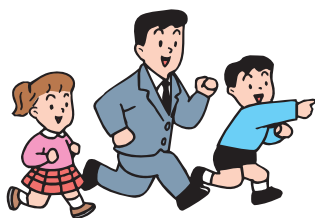
子どもの権利

子どもの権利条例の制定に向けた協議を進めています

近年、いじめや児童虐待をはじめとした子どもたちへの人権侵害が大きな社会問題となっています。未来を担う子どもたちの健全な育成と望ましい人格形成は社会の願いであり、私たちは、子どもたちが自分らしく生き生きと過ごせる環境を整えていかなければなりません。

このため、町では幕別町次世代育成支援対策地域協議会を平成21年6月に設置し、「(仮称)子どもの権利条例」の制定に向けた協議を進めています。

協議会で話し合った内容は、その都度、町のホームページに掲載していますので、ご覧ください。



知ってほしい 子どもの権利 Q&A

Q 子どもの権利条約があるのに、なぜ、条例を作るのですか？

A 「子ども権利条約」は、子どもの権利が子どもを取り巻くあらゆる場で実現されることを求める条約で、1989年の国連総会で採択され、日本では1994年に批准しました。

一方、条例は、例えば子どもたちが意見を表明し参加する仕組みや、いじめなどの権利侵害から救済する制度を規定するなど、子どもたちの権利条約の理念を幕別町において具体的に実現するために、制定しようとするものです。

Q 子どもと大人の権利の違いは何ですか？

A 子どもが大人と違うことは、大人への成長過程にあることです。

子どもには、大人と区別なく認められる権利（基本的人権）のほかに、調和のとれた大人になるための、「成長・発達する権利」があります。

Q 子どもの権利を認めるならば、子どもの義務や責任も必要ではないですか？

A 子どもの権利（基本的人権）は、義務を果たすことを条件に認められるものではなく、生まれながらにして、全ての子どもに無条件にあるものです。子どもは権利について学習し、それを行使する中で、他人の権利を尊重することを身につけ、責任を果たす自覚を持つようになるのです。

子どもの権利条約で掲げる 4つの子どもの権利

生きる権利

必要な衣食住が与えられ、防げる病気などで命を失わないこと。病気やけがをした時は、治療を受けられること。

育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること。

守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取から守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られること。

参加する権利

自分にかかわることに自由に意見を表したり参加したり、グループを作って自由な活動ができること。

◆町のホームページの閲覧

自宅でも町のホームページを見ることができない場合は、次の公共施設に設置している専用端末をご利用ください。

役場庁舎、札内支所、忠類総合支所、ふれあいセンター・福寿図書館本館・札内分館、百年記念ホール、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、各コミュニティセンター

◆町のホームページアドレス
<http://www.town.makubetsu.lg.jp/>

◆問い合わせ先 こども課児童福祉係(保健福祉センター内) ☎
【幕】54-3811